

広島県教育委員会会議録

令和 3 年 3 月 1 2 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和3年3月12日（金） 13：00開会
15：20閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	長谷川	信	男
管理部長	池田	克	輝
学びの革新推進部長	富永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津島	伊	保
参与	生田	徳	廉
理事	榊原	恒	雄
総務課長	江原		透
秘書広報室長	糸崎	誠	二
教職員課長	山田	哲	也
生涯学習課長	田坂	嘉	章

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第2号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について	1
日程第3	報 第1号 令和3年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	5
日程第4	報 第2号 教職員人事について	7
日程第5	第1号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について	7
日程第6	第3号議案 教職員人事について	8

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

今回の会議は、志々田委員につきましてはオンラインでの御参加になります。なお、オンライン会議の特性上、通信状況が不安定になる場合も想定されるため、会議後に採決内容を確認する書面を頂くことになっております。あらかじめ御了承ください。

また、オンラインでの会議のため、説明者も座ったままでの説明となります。併せて御了承のほど、お願いいたします。

それでは、日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、近藤委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほど、お願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

細川委員： 第1号議案、第3号議案及び報第2号は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の広島県教育委員会規則の一部改正について、第3号議案の教職員人事について、報第2号の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案、第3号議案及び報第2号を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について

平川教育長： それでは、第2号議案、広島県教育委員会規則の一部改正について審議いたしますが、改正する規則等が複数ありますので、担当課ごとに説明させていただき、採決を取らせていただきます。

それでは、第2号議案の1について、山田教職員課長、説明をお願いいたします。

山田教職員課長： 第2号議案の1によりまして、へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について説明をいたします。

へき地における教育水準の向上を目的とするへき地教育振興法によりまして、へき地学校等に勤務する教職員につきましては、へき地手当等を支給しなければならないこととされております。本県におけるへき地学校等につきましては、このへき地学校等の指定基準及び指定に関する規則により指定をし、へき地手当等を支給しているところでございますが、市町立学校の統廃合に伴い、へき地学校等を指定しております規則の別表を改正する必要があります。

今回の改正につきましては、対象となる市町は、北広島町でございます。北広島町立川迫小学校が廃止され、北広島町立八重小学校に統合されます。この見直しの結果、令和3年度におけるへき地学校等の総数は、現在の65所属から64所属に減少することとなります。なお、これらの規則改正の施行期日につきましては、本年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の第2号議案の1の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
第2号議案の1の採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

平川教育長： 続きまして、第2号議案の2につきまして、田坂生涯学習課長、説明をお願いいたします。

田坂生涯学習課長： それでは、第2号議案の2を御覧ください。広島県立図書館管理運営規則の一部改正について提案いたします。

この規則は、県立図書館の開館時間や利用の手続など、館の運営に係る事項について定めたものでございます。1、改正内容及び2の改正理由を御覧ください。

1点目は、対面朗読サービスの充実についてです。

現在は、視覚障害者から希望があった場合、対面朗読室において職員又はボランティアが本の朗読サービスを行っておりますが、この対象に、自分での読書が困難な視覚障害以外の障害者も加えることとするものです。また、対面朗読の場所も、必要に応じて他の部屋の利用も可能とするものでございます。

この改正は、2の方でございますが、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備が求められていることに伴い、行うものでございます。

2点目は、貸出サービスを改善するため、図書館利用カードの交付及び利用の際の提示に特例を設けるとともに、図書館や学校等の団体への貸出しに関する規定を整理するものでございます。

少し詳しく説明いたしますので、4ページを御覧ください。まず障害者サービスの方でございますが、この表の左から、改正の内容、現状の取扱い、今後の対応、そして関係する条文の順に記載をしております。障害者サービスでございますが、対面朗読の対象者を、先ほど申し上げましたとおり、視覚障害以外の理由で読書が困難な者、今後の対応のところに具体的に記載してございます方にも拡大いたします。また、会議室等の広い部屋においても対面朗読のサービスを利用できるようにいたします。これが第14条の改正ということになります。

次に、貸出サービスの改善についてです。まず、③図書館利用カードの交付についてです。現在は、所定の利用カードの交付が必要ですが、今後、団体については、教育長が特別の理由があると認めるとき、例えば遠隔地の施設で県立図書館への来館が難しい場合などは利用カードの交付を不要といたします。これは第8条の改定になります。

④貸出しの手続についてです。現在、貸出しの際には利用カードの提示が必要となっております。利用カードを持っている方は、図書館のホームページのマイライブラリーというページにログインいたしますと、利用カードの利用者番号を表示することが可能となっており、今後、個人につきましては、このページをスマートフォンの画面等で提示することにより貸出しを可能とするというものでございます。こうした方法を教育長が適当と認める手段ということで整理をいたします。これが第16条の改正でございます。

⑤図書館間相互貸借についてです。図書館間相互貸借とは、個人利用者が県立図書館の資料を最寄りの図書館などに取り寄せて利用することができる制度です。市町立図書館や学校が図書館の事業や学校での授業などのために県立図書館の資料の貸出しを希望する場合には、この制度を準用して市町立図書館等に貸出しをしているところです。この相互貸借の貸出手続や貸出期間につきまして、市町立図書館や学校から、より柔軟な対応を求める声が上がっていると同時に、県立図書館の資料を学校における授業等で活かしやすくできるよう、図書館等団体への貸出サービスを拡充したいと考えてござい

す。

具体的には、貸出時の対応として、相互貸借申込書の記入、提出が必要ですが、この提出を不要といたします。また、貸出期間も最大30日間となっておりますが、貸出期間の延長を可能とし、図書館の事業や学校の授業の内容によって柔軟な対応ができるようにするというものでございます。この改正によりまして、県立図書館の資料が学校での調べ学習に活用しやすくなるなど、現在県教委で進めてございます学びの変革の推進にも寄与できるものと考えてございます。これは第20条の改正、第20条の2の追加でございます。

実際の改正案では、1ページ及び2ページに付けてございます。改定の期日は令和3年4月1日でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の第2号議案の2の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 4ページの貸出サービスの改善のところに関連して教えていただきたいのですが、もう一つ前の参考条文の広島県立図書館管理運営規則を見ると、1から6号まで、交付を受けることができる者というのがあって、1が個人を指して、2、3、4、5が図書館を指して、6に図書館以外の団体が入ってくるのかどうかということが1点です。もう1点は、④の「団体：現状どおり」というのが、提示が必要という意味であれば、③で団体について例外を設けて、遠隔地で来館が難しい場合、カードの交付は不要、要はカードがなくても貸出しができるという意味なのかと思ったのですが、それなのに提示のときは必要になってくるという意味なのかどうか、そこを教えてください。

田坂生涯学習課長： まず、3ページの管理運営規則の第9条、利用カードの交付を受けることができる者というものでございますが、委員も御指摘のように、1の方が個人を対象にしたものでございます。2以降が団体という区分けになってございます。

二つ目の御質問の、団体のときの扱いということでございますが、遠隔地の場合、交付は不要ということにしますが、申込みはしていただいて、メール等で番号は振らせていただくということになっており、団体と特定できるような状態にしてございます。来館した場合は引き続き図書館利用カードは発行させていただいて、提示させていただこうと考えてございます。

近藤委員： ということは、カードを交付しない場合があるということなのですね。

田坂生涯学習課長： はい。

近藤委員： だけれども、来館したときはということなのですね。

田坂生涯学習課長： はい、そうです。

近藤委員： 来館しない場合のやり取りができるようになりますよということですね、分かりました。もう1点よろしいでしょうか。この団体というのは、図書館以外、先ほどの規則だと、2、3、4、5号が、県立図書館以外の図書館を指すのだらうと思うのですが、図書館以外の団体にも、利用カードというのは現状、発行されているのですか。

田坂生涯学習課長： 現在300団体に既に発行されておりまして、図書館以外にも学校等もあります。

菅田委員： 質問なのですが、第8条の改正は必要なのでしょうか。第16条だと利用カードがなくても利用できるとなっているので、第8条にこの2行を付け加える必要はないと思うのですが、いかがでしょうか。

田坂生涯学習課長： 第16条は貸出しのときの提示ということでございまして、第8条は交付のことも書いてございますので、第8条を改正しないと、交付が必要ないと、遠隔地の場合にわざわざ交付しなくていいというところが読めませんので、第8条の改正が必要だと考えてございます。

中村委員： サービス向上を図るということで、大変結構なことだと思います。

対面朗読について教えていただければと思うのですが、これは、職員の方が前で読んでくれるというサービスですよ。

田坂生涯学習課長： はい。

中村委員： これは、現状でどのぐらい対応できる専用の方が常にいらっしゃるのかということと、今どのぐらいの利用実績があるのかということをお教えいただければと思います。

田坂生涯学習課長： 令和元年度で言いますと、17件の利用がございました。これは、いきなり来ていただくとなかなか対応が難しいということもありますので、事前に予約をいただきまして、図書館の職員若しくは24名の登録ボランティアがいらっしゃいますので、その方と調整

し、読んでいただくということをしてございます。

志々田委員： 読書バリアフリー法が昨年だったか、その前かに策定されて、障害者の生涯学習を推進するというところに本格的に舵を切った大きな法律に対応して、広島県もこういった読書を、視覚障害者だけではなく、身体や発達の課題がある方に対してサービスを開こうというのはとても大事なことで、必要な手続だと思います。だからこそ、なるべく当り前にできるように法律は改正しておいた方がいいのかなと思っていて、今回の改正後のところを見ると、「教育長が適当と認める」という言葉とか、「教育長が特別の理由があると認める」という言葉が必ず入っているのですけれども、本当に教育長に1件1件案件を諮るわけではないだろうと思いますが、にもかかわらず、こういう一文が入っているのはどういう理由があるのか教えてください。

田坂生涯学習課長： 規則でございますので、できるだけ詳しく規定するというのが原則だろうとは考えてございます。ですが、先ほど委員が言われたように、いろいろなケースがこれから想定されるということになりますと、その度に規則を変えるというよりは、図書館の方で内規という形で運用を定めまして、そのタイミングに応じて対応していくことがいいかなということでそうしております。ただ、それを図書館の方で勝手にできませんので、規則上こういった委任規定のようなものを定めているということでございます。基本的には、できるだけタイムリーに必要なに応じて対応していくものと考えてございます。

志々田委員： そういうことを内規で定めたり、内々で少しずつ改正するときこういう言葉を法律としては、規則としては使うということですね。

では、実際に一つ一つ聞くというよりは、幾つか要望が出てきて不便な状況になったときに、中で即時に対応して、事務局内で報・連・相ぐらいの手続で、新しいサービスメニューが増えるために必要な言葉だと理解すればいいでしょうか。

田坂生涯学習課長： 基本的にはサービスでございますので、体制と予算等の制約がない限り、できる限りしていくというのが筋だろうと考えてございます。

中村委員： 先ほどお聞きした対面朗読についてなのですけれども、職員の方がおられて、登録ボランティアも24名いらっしゃって年間17件ということであれば、余力はかなりあるように拝察をしますので、せっかくのサービス向上であれば、利用が増えるような周知なり、そういった面での努力というか、改善の余地があるのかなと思いますので、その対応もできればよろしくお祈いします。以上です。

菅田委員： 少し話が戻るのですけれども、利用カードの提示に代わるものとしてこういうふうなことがあるのだったら、別に第8条にこの2行を付け加えなくてもいいでしょうし、遠隔地の人とか団体のためだったら、逆にデジタル図書利用カードも認めるとか、そうすると遠隔地でも申請しやすさがありますよね。そちらの方が、資料の後ろの方にもスマホ画面等の提示でも認めるとなっていて、デジタル図書利用カードとか、そういう表現をされた方がいいような気がします、意見までです。

田坂生涯学習課長： 利用カード自体につきましては、基本的に交付をするというのが全国的な流れで、まだデジタルのみで、なしにするというところに、まだそこまで踏み込んでないという現状がございます。どういったことができるかというのは、我々もいろいろと検討はさせていただきましたが、今の形としては、交付というのは基本的にあるものだろうと考えてございます。

先ほどの御説明と重複するところはございますが、第16条はあくまで貸出しということで、交付が必要だと。ただ、遠隔地の場合、わざわざ来ていただいて交付をする、若しくは郵送での交付手続というのが、基本的に来館を全くしない、想定しない場合には必要ないのではないかとということで、こういった便宜の手続ができないかということで考えさせていただいております。

委員御指摘のように、これからどういう交付方法がいいのか、また、遠隔地の方も含めて借りやすくなるのかということにつきましては、今後も引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

細川委員： 4ページの2(1)の①の今後の対応のことなのですけれども、ここに「視覚障害、発達障害、肢体不自由等」という障害のことを書いてございますが、その後の「障害により、読書が困難な者」というところに、例えば障害をお持ちでも、対象から外れる者がいてはいけないと思うのですけれども、これは、対象を障害の種別を具体的に述べるのではなくて、とにかく障害により読書が困難な者という広い意味で捉えられているのかということと、その下の例に「ストレッチャーごと入室可能等適切な場所で実施」とありますが、具体的に何か既にそういうところがあるというようなことがあれば教えて

いただきたいと思います。

田坂生涯学習課長： まず一つ目の障害の例示でございますが、これは読書バリアフリー法で例示をされている「視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により」ということで、ここには挙げさせていただいてございます。法律の趣旨自体が、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与ということでございますので、障害のところを厳密に考えているわけではございません。ただ、先ほどの、予算と体制の制約がありますので、全てのニーズに応え切れるかというのはありますが、基本的にはできるだけ受けていくということだろうと考えてございます。

あと、部屋でございますが、対面朗読室が多くても4人ぐらいしか入れない狭い部屋でございます。少し大きめの車椅子なども入れないということもございますので、そういった場合には、既存の図書館の会議室の方に御案内をするということを想定しているところでございます。

近藤委員： また関連する質問になるのですが、貸出しの手続について、図書館同士の場合は非来館での貸出しというのが可能だけれども、一般の団体については来館せずの貸出しというのは想定していないと理解していいのでしょうか。

田坂生涯学習課長： これまで、基本的には来館での貸出しというのが多くございました。メール等で送っていただいて、本を郵送するということが、ないことはないのですが、基本的には今までは来館を主に思っていました。これから学校図書館の支援をしっかりとしていこうという中で、非来館というところをしっかりと位置付けてと考えてございます。

近藤委員： つまり、今のこの第16条の改正後の条文ですが、図書館資料の館外貸出しを受ける者は必ず利用カードを提示しなければならない。ただし、教育長が適当と認める手続を取ったときはこの限りでないというのが今回追加されることになって、4ページの④を見ると、個人は利用カードの提示に代わるものとしてスマートフォンの提示などで足りるようになるということですが、団体の場合、今まではカードの提示をせずに貸出しをしていたことが実際あったということなのでしょうか。

田坂生涯学習課長： メールでの申込みも現在しておりますし、ない場合もあったと。運用の中ではそういったこともやっていたと思えます。

近藤委員： そうすると、今までの第16条の条文だと、多分館外貸出しをするときは必ず提示だったけれども、そこは、ある程度のところは裁量でやっていたということになるのですか。

田坂生涯学習課長： 資料では省略したのですが、管理運営規則に「教育長は、図書館の管理運営上必要と認められる範囲内において貸出しの手続の特則を定めることができる」というものがございまして、ここの中で読んでおりました。そこを今回、範囲が広がるということで、第8条、第16条の改正をすることによって、不明確なところを明確にしようというのが今回の改正の趣旨でございます。特則自体は元々ありますので、規則に沿ってやっていたということではありません。そこを明確に、より丁寧にやろうということでございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
第2号議案の2の採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報 第1号 令和3年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

て

平川教育長： 続きまして、報第1号、令和3年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 報第1号、令和3年広島県議会2月定例会に提案をされました教育委員会関係の議案に対する意見につきまして御説明申し上げます。

令和3年広島県議会2月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から教育委員会に対し意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、御報告をして、承認をお願いするものでございます。

この度、承認をお願いいたします議案は、令和2年度教育委員会関係補正予算についてでございます。資料の1ページをお願いいたします。

まず、1の令和2年度一般会計補正予算の(1)の歳入についてでございますけれども、表の補正額の欄の一番下、教育委員会計欄に記載しておりますとおり、21億3,600万余の減額となり、最終予算額は413億600万余となっております。

内訳のうち、増額につきましては、国庫支出金が1億8,100万余の増、寄附金が1億円余の増となっております。減額の主な理由につきましては、使用料及び手数料が2億1,200万余の減、県債が20億9,600万余の減となっております。

これらの要因といたしましては、まず増額のうち、国庫支出金につきましては、資料の下、点線囲みの要求内容に記載をしておりますとおり、令和3年度当初予算と一体的に新型コロナウイルス感染症対策などの取組を実施するための財源といたしまして、国庫支出金を活用することとしたものでございます。また、寄附金につきましては、本県が実施しております広島版「学びの変革」推進寄附金によりまして寄附をいただいた、今年度の受入見込額を計上したものでございます。

次に、主な減額のうち、使用料及び手数料につきましては、高等学校における授業料収入が当初の見込みを下回ったこと、また、県債につきましては、退職手当の財源として予定していた退職手当債の発行を取りやめたことなどによるものでございます。

続きまして、(2)の歳出についてでございますけれども、表の今回補正額の欄の一番下、合計欄にございますとおり、21億7,000万円余の減額となっております。

要求内容につきましては、点線囲みに記載してございますとおり、国の令和2年度補正予算を活用いたしまして、令和3年度当初予算と一体的に新型コロナウイルス感染症対策などの取組を実施することとしまして、1点目として、学校における保健衛生用品の購入等や幼稚園におけるICT環境の整備の支援を実施する教育委員会新型コロナウイルス感染症対応事業といたしまして2億5,000万円余の予算計上を行ったほか、2点目として、歴史民俗資料館、歴史博物館及び頼山陽史跡資料館に非接触型の体温測定機器を設置いたします県立文化施設の感染症拡大防止対策事業といたしまして100万円余、3点目といたしまして、県立学校において今後必要となる生徒貸出用コンピューターを前倒して整備するGIGAスクール構想の実現に向けたICT基盤整備事業といたしまして3,700万円余、4点目といたしまして、高校生等奨学給付金の上乗せ支給を実施する公立高等学校等奨学給付事業といたしまして9,800万円余、それから5点目といたしまして、県立の専門高校等においてデジタル化に対応した産業教育設備の整備を実施するデジタル化に対応した産業教育設備整備事業といたしまして27億200万円余、6点目といたしまして、所有者等が実施する指定文化財の保存修理に要する経費の補助を実施いたします文化財保存事業費補助金といたしまして200万円余、これらの合計で30億9,200万余を計上したところでございます。

2ページをお願いいたします。主な減額の要因につきまして、(3)の歳出の経費区分別内訳によりまして御説明をいたします。

一般事業費の内訳のうち、その他につきましては、表の今回補正額欄に記載してございますとおり8億4,000万円余の減額となっております。その要因といたしましては、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の支給実績が当初の見込みを下回ったことや、学校において修学旅行や宿泊を伴う学校行事、体験活動を中止したことなどによりまして教職員旅費が減額となったことなどによるものでございます。

次に、職員給与費につきましては、支給対象者が当初の見込みを下回ったことなどによりまして34億5,800万円余の減額となっております。

続きまして、(4)の繰越明許費についてでございますけれども、繰越明許費として41

億5,200万円余を計上したところでございます。これは主に、先ほど御説明いたしました新型コロナウイルス感染症対策などの取組を実施する事業や、その他県立学校における校内LAN環境の整備などにつきまして、事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。2の令和2年度高等学校等奨学金特別会計予算についてでございますけれども、奨学金の貸付者及び給付者数が当初の見込みを下回ったことなどから1億2,300万円余の減額を行ったものでございます。

4ページ及び5ページには、項目別の歳出内訳を記載してございます。

教育委員会の関係課が確認をいたしまして、内容に問題がなく、同意することが適当であることから、教育長が臨時に代理をし、2月16日付けで同意する旨の回答をしてございます。御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 1ページ目の要求内容のところ、教育委員会新型コロナウイルス感染症対応事業の内容について、1点教えてください。

この中で、学校における保健衛生用品の購入や幼稚園におけるICT環境の整備の支援というのがあるのですけれども、幼稚園におけるICT環境の整備、コロナウイルス感染症対応との関係で、こういった環境を整えることについて教育委員会が支援をしようとしているのか、考えているのかというところを教えてください。

江原総務課長： ICT機器の購入に係る補助を実施いたしまして、通常の学校と同様の形でコロナウイルス感染症に対応していこうというものでございます。

津島総務官(県幼稚園・教育支援)： ICT機器もそうなのですが、マスクなどもあります。

長谷川教育次長： 基本的には、新型コロナウイルス感染症の中で、パソコンなどを使っての遠隔での連絡を行うにあたって、パソコンとかタブレットとか、Wi-Fi環境の整備の支援をしているという状況です。

近藤委員： この幼稚園というのは、公立の幼稚園を対象とした事業ということになるのですか。

津島総務官(県幼稚園・教育支援)： そうです。私立の部分は、別のところに入っているのです。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり承認されました。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14:05)

【非公開審議】

報 第2号 教職員人事について

県立学校教諭の建造物侵入に係る人事措置(懲戒免職)について、審議の結果、全員賛成により原案どおり承認した。

第1号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について

広島県教育委員会規則の一部改正について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 教職員人事について

事務局及び学校等の定期人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15 : 20)